

保護者 様

鳥取県立米子西高等学校長

緊急事態宣言を踏まえた臨時休業について（連絡）

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校教育活動に対しまして、御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対策については、国内において感染が拡大し、令和2年4月16日に国から全国一律の「緊急事態宣言」が発令されました。

この緊急事態宣言を受け、鳥取県教育委員会が令和2年4月27日(月)から5月6日(水)までの間、県立学校は臨時休業とすることを決定しました。生徒に対し、臨時休業の期間は自宅で学習することとし、不要不急の外出を避け、自宅で過ごすよう指導しておりますので、御理解ください。

つきましては、下記の点に御留意いただきますようお願いいたします。

再度の臨時休業のため、御不安等が大きいこととは存じますが、保護者の皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

記

- 1 今後、学校からの連絡については、学校公式ホームページに随時掲載しますので御確認ください。学校の再開又は延長も含めて変更となる場合もあります。
- 2 家庭での生活について
 - (1) 毎日の検温や手洗い、マスクの着用（咳エチケット）、規則正しい生活をする等、体調管理に努めてください。
 - (2) 検温シートに毎日の健康状況を記録してください。発熱等体調不良が続く場合は、学校（担任等）に必ず連絡してください。
 - (3) 感染の不安がある場合は、「発熱・帰国者・接触者相談センター（米子保健所）」に相談してください。（米子保健所 電話 0859-31-0029）
 - (4) 新型コロナウイルスの感染が判明または濃厚接触者である旨を把握した場合は、速やかに学校に連絡してください。
連絡先 電話（平日） 0859-22-7421
携帯電話（休日等） 080-5239-7272
 - (5) 不要不急の外出を避け、原則、自宅で過ごしてください。
 - (6) 多くの人が集まる場所や「3密」となるカラオケボックス等への出入りはしないでください。
 - (7) 県外へ不要不急の旅行等は厳に慎んでください。
 - (8) 臨時休業中に、万一、「特定警戒都道府県」に指定された都道府県に旅行（帰省も含む）した場合は、健康状態に応じて一定期間出席停止の措置をとる場合があります。
 - (9) 不確かな情報に惑わされず、確かな情報をもとに冷静に行動してください。
 - (10) 新型コロナウイルス感染症に関して人権に配慮した行動をしてください。
 - (11) 臨時休業中における学習に計画的に取り組んでください。

【担当】

副校長 後藤 俊輔

電話 0859-22-7421